

ご加入者向けサービス

ご注意:下記記載の電話番号は「メディカルアシスト」、「デイリーサポート」の連絡先です。保険の制度の内容、ご加入等のご質問については、本ページ最下欄記載の募集(取扱)代理店までお問い合わせください。

メディカルアシスト

日常のおからだの悩みから急な発病やケガまで、おからだの「もしも」を万全の体制でアシストします。*

●内容*2

1 緊急医療相談

現役の救急の専門医および看護師が、緊急の医療相談に24時間お電話で対応します。

急に湧いた頭痛!
どうしたらいいの?



2 予約制専門医相談

輪番で常駐する専門医が、専門的な医療・健康相談をお受けします。【予約制】

持病の頭痛が気になる。
良い治療法はないかな?



3 医療機関案内

夜間の救急医療機関や、該当での最寄りの医療機関をご案内します。

旅行先で急病!
最寄りの病院を知りたい!



4 転院・患者移送手配

救急病院から自宅最寄りの病院への転院や、ご自宅へ戻る場合、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等の一連の手配を承ります。【実費はおお客様のご負担となります。】

出籍先で倒れ入院。
自宅近くの病院に転院したい。



5 がん専用相談窓口

がんに関するさまざまな悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。【より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。】

検査結果を聞きに行ったが、言葉が難しくよくわからなかった。



●受付時間

1 24時間365日 2 事前予約(予約受付は、24時間365日)

●メディカルアシストのお問い合わせ

☎ 0120-708-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

*1 ご相談の対象は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます。)、被保険者(保険の対象となる方はい、法人は除きます。)、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・親族(以下相談対象者といひます。)(日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限りま。*2 本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はおお客様のご負担となります。

デイリーサポート

介護に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。*1 お気軽にご利用ください。

身の回りの法律に関するご相談(*2)

介護保険制度やケアプランについてのご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般にかかわるご相談

身の回りの税金に関するご相談(*2)

公的年金などの社会保険に関するご相談(*2)

グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供

介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供

●受付時間

平日午前9時~午後5時
平日午後2時~午後4時
平日午前10時~午後4時

●デイリーサポートのお問い合わせ

☎ 0120-285-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

*1 ご相談の対象は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます。)、被保険者(保険の対象となる方はい、法人は除きます。)、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・同居の親族(以下相談対象者といひます。)(日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限りま。*2 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

(メディカルアシスト・デイリーサポート共通)

*一部のサービスは、弊社提携先を通じてご提供します。
*サービスメニューは、予告なく変更となる場合がございます。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもございますので、あらかじめご了承ください。
*サービスのご利用にあたっては、提携先の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等をご確認させていただきますのでご了承ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは医療保険(1年契約用)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。加入者の皆様には加入者票をお送りしますが、約款が必要な場合は必要に応じて団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。この保険契約は全福センターを被保険者とし、全福センターの会員等を被保険者とする医療保険(1年契約用)団体契約です。したがって、保険証券の請求権、保険契約の解除等権利等は原則として全福センターが有します。

幹事取扱代理店
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
☎ 0120-055-512 (土日祝日を除く9:30~17:00)

募集代理店

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
保険に関するご意見・ご相談は(担当課)公務第一公務第二課
03-3515-4124
【受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日はお休みとさせていただきます)】

事故のご連絡・ご相談は:東京海上日動安心110番(事故受付センター)
☎ 0120-119-110
【受付時間:365日24時間】*事故は119番~110番
携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

全福ネット 入院あんしん保険
(正式名称:医療保険(1年契約用))
募集のお知らせ

選べます!
入院日額
3,000円型
5,000円型
10,000円型

補償内容・保険金額・掛金(保険料)・保険期間等がお客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえお申込みください。

団体契約なので掛金(保険料)が割安です!

本人だけではなくご家族・同居の親族・使用人も加入可能!
新規加入年齢 6~70歳

保険期間
平成23年6月1日午前0時から
平成24年6月1日午後4時まで 1年間



2つの特約
(退院後滞院保険金)
(先進医療保険金)
が自動付帯!

*以降も途中で毎月加入することができます。
(中途加入時の締切日は毎月末日で、翌月の1日が加入日となります。終期は平成24年6月1日午後4時となります。)

全福ネット 入院あんしん保険の特長

- 入院保険金は **日帰り入院** から 1回の入院につき60日限度で補償
- 掛金(保険料)は団体契約、年1回払いのため **割安な額** となります。

全福ネット 入院あんしん保険の内容は全福ネットのホームページでもご紹介しています!

<http://www.zenpuku.or.jp>

ご加入内容をご確認ください。ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、当パンフレット6P記載の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ、記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

★いつ襲ってくるかわからない病気・ケガ。

病気・ケガの人 3.5人に1人 (人口対289.6)
2.8人に1人 (人口対369.3)

1日平均 新入院患者数 1日=86,400秒
2.2秒に1人 39,104人

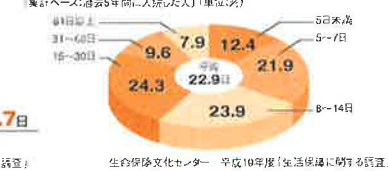


★入院日数は病気やケガによってさまざまです。

●傷病別にみた退院患者平均在院日数



●直近の入院時の入院日数

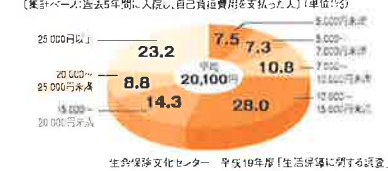


★もしも、入院した場合は思わぬ負担が。

入院時の1日あたりの平均自己負担費用 平均 20,100円

●例えば差額ベッド代の平均負担額 約5,300円

●直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



補償内容

コース別補償金額表	3,000円型	5,000円型	10,000円型
病気・ケガで1日以上入院されたとき 日帰り入院(1日目)から補償 1回の入院*1につき60日 通算限度日数なし 疾病・傷害入院保険金(19日につき)	3,000円 (配偶者・子ども) 2,000円	5,000円 (配偶者・子ども) 3,000円	10,000円 (配偶者・子ども) 6,000円
病気・ケガにより所定の手術を受けたとき 手術保険金 手術の種類*2に応じて 入院保険金日額×10・20・40倍*3	3・6・12万円 (配偶者・子ども) 2・4・8万円	5・10・20万円 (配偶者・子ども) 3・6・12万円	10・20・40万円 (配偶者・子ども) 6・12・24万円
退院後、通院されたとき 退院後通院保険金 退院後180日以内にその治療を目的とした通院をされたとき、1回の入院*1にかかわる通院につき90日	2,000円	3,000円	6,000円
所定の高度先進医療*4による療養を受けたとき 先進医療保険金 所定の高度先進医療を受けたとき	疾病入院保険金日額 × 先進医療の技術に係る費用に応じて10～610倍		

*1「一回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて6か月を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
 *2 手術の種類によっては、回数制限があったり、お支払いの対象とならなかったり場合があります。

*3 手術の種類と倍率の例

手術の種類	倍率
ヘルニア根本手術	10倍
膵臓炎手術	20倍
胃切除術	40倍

 *4 主務官庁が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち先進医療として主務官庁が定めたものをいいます。詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

医療にまつわる、こんな不安。あなたは本当に大丈夫ですか？

年額保険料

●年額保険料はタイプ、年齢により異なります。保険料は、被保険者(本人)数が1,000人以上の場合で団体割引20%が適用された金額です。被保険者(本人)数が500人～999人となった場合には、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の修正をさせていただきます。
 ●年齢は保険期間開始時点(平成23年6月1日)の満年齢によります。

契約タイプ (男性・女性共通)	本人型			家族型								
	3,000円型	5,000円型	10,000円型	本人・配偶者型			本人・配偶者・子ども型			本人・子ども型		
				3,000円型	5,000円型	10,000円型	3,000円型	5,000円型	10,000円型	3,000円型	5,000円型	10,000円型
6～9歳	3,640	5,940	11,870	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10～14歳	3,640	5,940	11,870	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19歳	4,240	6,940	13,870	7,250	11,460	22,900	13,220	20,390	40,770	10,210	15,870	31,740
20～24歳	5,030	8,240	16,460	8,610	13,620	27,200	14,580	22,550	45,070	11,000	17,170	34,330
25～29歳	5,170	8,460	16,910	8,880	14,020	28,040	14,850	22,950	45,910	11,140	17,390	34,780
30～34歳	5,570	9,100	18,200	9,570	15,100	30,200	15,540	24,030	48,070	11,540	18,030	36,070
35～39歳	6,370	10,450	20,880	10,930	17,300	34,570	16,900	26,230	52,440	12,340	19,380	38,750
40～44歳	6,610	10,820	21,630	11,370	17,970	35,930	17,340	26,900	53,800	12,580	19,750	39,500
45～49歳	7,070	11,550	23,080	12,220	19,290	38,550	18,190	28,220	56,420	13,040	20,480	40,950
50～54歳	9,900	16,180	32,350	17,080	26,950	53,890	23,050	35,880	71,760	15,870	25,110	50,220
55～59歳	13,650	22,310	44,600	23,610	37,240	74,460	29,580	46,170	92,330	19,620	31,240	62,470
60～64歳	17,970	29,310	58,610	31,190	49,150	98,290	37,160	58,080	116,160	23,940	38,240	76,480
65～69歳	23,900	38,890	77,760	41,700	65,580	131,140	47,670	74,510	149,010	29,870	47,820	95,630
70歳	34,830	56,430	112,850	61,270	96,090	192,170	67,240	105,020	210,040	40,800	65,360	130,720

被保険者

(保険の対象となる方)

契約タイプ	本人型		家族型		
	本人	配偶者	本人・配偶者型	本人・配偶者・子ども型	本人・子ども型
被保険者本人のみを対象とするタイプです。 下記●のそれぞれが被保険者本人となることでき、保険料も個別に払めます。	●	●	●	●	●
被保険者本人となることのできる方	●	●	●	●	●
被保険者本人に配偶者・子どもがいる場合に一緒に含めて対象とするタイプです。 保険料は被保険者本人がまとめて納めます(子どもの人数が何人いても保険料は変わりません)。	●	●	●	●	●
全福センターの会員本人 全福センター会員のご家族(配偶者・子ども、両親・兄弟) 全福センター会員本人と同居している親族・使用人	●	●	●	●	●
加入時の年齢が満6歳以上満70歳以下の方に限りです。	●	●	●	●	●

加入手続き等

※必ずお読みください

1 加入対象者

本人型にご加入できるのは **会員本人・ご家族**（配偶者・子ども・ご両親・ご兄弟）並びに **同居されている親族・使用人** となります。
 ＊配偶者、子ども、ご両親、ご兄弟は「同居」「生計を共にする」「血縁が姻族か」の有無を問いません。
 家族型に被保険者本人としてご加入できるのは **会員本人** に限ります。

2 加入年齢

被保険者本人の年齢が
 新規加入年齢：**満7歳～満70歳まで**
 更新加入年齢：**満70歳まで**
 上記年齢は平成23年6月1日現在の満年齢をいいます。

3 加入手続き

●加入依頼書に必要事項をご記入・捺印のうえ、
郵集（取扱）代理店まで送付 願います。

＊以降、中途加入は毎月末日締切、翌々月1日付での加入となります。

●健康状態に関する告知が必要となります。（加入依頼書2枚目ご参照）過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢等によってはお引受けをお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によって、ご加入いただくことがあります。

4 掛金（保険料）の払込方法について

掛金（保険料）は、加入者の **ご指定の口座から自動引落し** となります。なお、掛金（保険料）の引落し（平成23年6月1日加入の場合）は、平成23年7月27日となります。

- 新規加入の際には、必ず自動引落しの手続きをお願いいたします。
- 掛金（保険料）が引落しされなかった場合には、翌月に再度引落しいたします。
- 2ヶ月連続で引落しされなかった場合には、保険期に遡り解除となります。その際には、保険金が支払われないこととなりますのでご注意ください。
- 中途加入の場合は、補償開始日から平成24年6月1日までの期間に相当する保険料となり、補償開始月の翌月27日に自動引落しとなります。

ご加入の際のご注意

告知義務（ご加入時に募集（取扱）代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出いただく義務）等

- 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（取扱代理店には告知受領権があります）。告知事項は、以下の事項となります。
- 被保険者（保険の対象となる方）本人の生年月日および性別
- 被保険者の健康状態（新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合のみ）
- 他の保険契約等**を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
- ＊「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 加入される方（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、会員番号についても併せてご確認くださいませようお願いいたします。

ご加入後のご注意

- 1) 加入者票は加入内容を確認する大切なものですが、加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。
 また、加入者票が到着までの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 2) ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際は変更日・脱退日より前にご連絡ください。
 加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいた

5 加入日（補償開始日）

初回掛金（保険料）**引落としの前月1日** となります。
 (例) 加入依頼書到着日 **補償開始日** 掛金（保険料）引落とし
 5月10日締切 **6月1日** 7月27日
 ＊ご加入日以前からかかっているケガや病気については、原則として保険金は支払われません。

6 保険期間

平成23年6月1日から1年間 となります。
 なお、更新にあたりご加入者からの特段のお申し出、または引受保険会社から特段の連絡がない場合には、本パンフレット記載の掛金（保険料）・補償内容で更新となります。
 なお、更新の際には、掛金（保険料）は毎年6月1日時点の満年齢により自動的に変更となります（5歳刻み）。

7 加入者票とご契約のしおり

加入者には、加入の証として「**加入者票**」と「**ご契約のしおり**」を発行いたしますので大切に保管してください。

8 内容変更手続き

- 型変更は、毎年6月1日付のみ対応可能です。
- 増額の内容変更は、再度告知事項をご確認いただき、該当する場合（全ての質問への回答が「はい」の場合）のみ変更ができます。
- 住所変更、ご登録内容の変更等は、発生の都度、取扱代理店までご連絡ください。

9 脱退について

- 加入者は、6月1日現在満70歳に達したあとに最初に到来する5月末日をもって、自動脱退となります。
- 年度途中の任意脱退は、月末締切、翌月末日付での脱退となります。
- 保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、募集（取扱）代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

たぐ場合には、保険請求を行った連絡先の担当者へ、変更内容をお伝えいただけますようお願いいたします。

保険金の支払事由に該当した場合のご注意

- 1 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 2 病気やケガを被ったときまでに存在していた病気やケガの影響等により、病気やケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 3 保険金の支払事由に該当した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。また、保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社の指定した医師による診断書をご提出いただくことがあります。

家族型ご加入上のご注意

家族型（配偶者・子ども）のタイプでお引き受ける方式の「本人」となる方は、全福センターの会員ご本人にかかります。「配偶者」として家族型にご加入いただける方は、新規ご加入時に満70歳以下で、かつ「会員本人の年齢+5」日以下である方の、また「子ども」として家族型にご加入いただけるお子様は、保険期間（保険のご契約期間）の開始時に満23歳未満の方となります（ご加入後、新たに出生されたお子様は自動的に被保険者（保険の対象となる方）の資格を得ます。）。なお、お子様については満23歳となった後、最初に到来する保険期間の末日をもって被保険者の資格を失います。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故報告の発生を未然に防ぐことと、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には使用しません。ご不明なお取扱いは、引受保険会社にお問い合わせください。

補償のあらまし

医療保険（1年契約用）

被保険者（保険の対象となる方）またはご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分にご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	保険期間と支払責任の関係	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害入院保険金（基本補償）	被保険者（保険の対象となる方）が傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その傷害の治療を直接の目的として傷害入院院免期間をこえて入院したとき。	被保険者が保険期間中に傷害を被り入院を開始することを要します（※1）。（ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った傷害を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、保険金お支払いの対象となります。）	傷害入院保険金日額 ×（入院期間－傷害入院院免期間） ×（1回の入院（※2）について、傷害入院院免支払限度期間に規定する日数が支払限度日数となります。）	1.以下の事由による身体障害を被った場合 ①ご契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けがや自殺・犯罪行為を行うこと ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ④戦争、内乱、暴動 ⑤核燃料物質等の有害な特性 ⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故 2.以下の事由による傷害を被った場合 ①無免許運転、酒酔運転中に生じた事故 ②地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらの事由に随伴して生じた事故 ③刑の執行 ④精神障害を原因とする事故
傷手術保険金（基本補償）	被保険者（保険の対象となる方）が傷害を被り、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。 【所定の手術】の詳細については、引受保険会社のホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html）をご確認ください。	被保険者が保険期間中に傷害を被り手術を受けることを要します（※1）。（ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った傷害を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、保険金お支払いの対象となります。）	傷害入院保険金日額 ×手術の種類により（10倍・20倍・40倍） （注） -時期を同じくして2種類以上の傷害手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 -手術の種類によっては、回数制限がありました。お支払いの対象とならない場合があります。	2.以下の事由による傷害を被った場合 ①無免許運転、酒酔運転中に生じた事故 ②地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらの事由に随伴して生じた事故 ③刑の執行 ④精神障害を原因とする事故
疾病入院保険金（基本補償）	被保険者（保険の対象となる方）が疾病を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その疾病の治療を直接の目的として疾病入院院免期間をこえて入院したとき。	被保険者が保険期間中に疾病を被り入院を開始することを要します（※1）。（ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、保険金お支払いの対象となります。）	疾病入院保険金日額 ×（入院期間－疾病入院院免期間） ×（1回の入院（※2）について、疾病入院院免支払限度期間に規定する日数が支払限度日数となります。）	3.アルコール依存および薬物依存により「保険金をお支払いする場合」に該当したとき 4.むちうち症、腰痛などで医学的検査所見のないもの 等
疾病手術保険金（基本補償）	被保険者（保険の対象となる方）が疾病を被り、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。 【所定の手術】の詳細については、引受保険会社のホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html）をご確認ください。	被保険者が保険期間中に疾病を被り手術を受けることを要します（※1）。（ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、保険金お支払いの対象となります。）	疾病入院保険金日額 ×手術の種類により（10倍・20倍・40倍） （注） -時期を同じくして2種類以上の疾病手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 -手術の種類によっては、回数制限がありました。お支払いの対象とならない場合があります。	ただし、1.④⑤⑥、2.②などに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その全額を削減してお支払いすることがあります。
退院後通院保険金（特約）	被保険者（保険の対象となる方）が傷害または疾病を被り、傷害入院保険金または疾病入院保険金をお支払された場合において、退院した後、その直接の結果として平常の生活に支障が生じ、かつ、次の全てを満たす状態となったとき ①入院の原因となった傷害または疾病の医師による治療を直接の目的とした通院（往診を含みます。）であること ②退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日までの期間に行われた通院であること	被保険者が保険期間中に傷害または疾病を被り入院を開始することを要します（※1）。（ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った傷害または疾病を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、保険金お支払いの対象となります。）	退院後通院保険金日額 ×通院日数 ×（1回の入院（※2）について90日を限度とします。） （注）平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になつた時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。	
先進医療保険金（特約）	被保険者（保険の対象となる方）が傷害または疾病を被り、その直接の結果として、先進医療を受けたとき。 なお、「先進医療」とは、主務官庁が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち、先進医療として主務官庁が定められたものをいいます。 詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。	被保険者が保険期間中に傷害または疾病を被り先進医療を受けることを要します（※1）。（ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った傷害または疾病を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日よりその日を含めて1年を経過した後に受けた先進医療については、保険金お支払いの対象となります。）	疾病入院保険金日額 ×先進医療の技術に係る費用に応じて（10倍～610倍）	

- （※1）この保険契約が更新契約である場合、初年度契約の保険期間の開始日より前に傷害または疾病を被った場合を含みます。
 （※2）「1回の入院」とは次のいずれかにより該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて6か月を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害（医学上重要な関係がある身体障害）を含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- 上記における初年度契約、更新契約などについては、各被保険者ごとに判断するものとします。
 - この保険は、死亡に対する補償はありません。
 - お支払いいただく保険料は、年齢（注）によって異なります。
 - 過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
 - 保険期間（ご契約期間）の途中でご加入者からの申し出による保険金額（ご契約金額）の増額等はできません。また、更新時に被保険者の追加や保険金額の高いタイプへの変更等、補償内容を拡充する場合には、再度告知が必要となります。正しく告知いただけない場合には、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 新規のご加入および更新のお取扱いは、団体に所属している方で保険期間（ご契約期間）の初日時点で満70歳以下の方に限ります。（注）保険期間開始時点の満年齢をいいます。

〈重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)〉 団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書にご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款になりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については引受保険会社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なる場合があります)。
- 契約概要もご加入いただく保険の商品内容をよく理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者があります。この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を失った契約を解約されること等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者または健康状態に際してお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実ありのままに正確にご回答ください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。
 - ・保険期間が1年以内のご契約の場合: 支払責任の開始日*1から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
 - ・保険期間が1年を超えるご契約の場合: 支払責任の開始日*1から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場

合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

*1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払することはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金をお支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準に基づいて治療が困難な病気・症状について、故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

○ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け
保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新に当たりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

- (1) 始期前発病不担保の取扱い変更(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)
 - ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状の原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といいます)
 - ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状の原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年*2を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。
 - *2 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。
- (2) その他
パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

詳細は後記(引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約・減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

- ①現在のご加入を解約・減額等される場合の不利益事項
- 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかなことがあります。
- ②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
- 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されること告知義務違反としてご加入が解除され保険金がお支払いされない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の責任開始期前の発病等の場合は、保険金がお支払いされない場合があります。

8. 被保険者からの申し出による解約

被保険者からの申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等
事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したごまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍簿本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・レントゲン・MRI等の傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を確認した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりまたは、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合で補償されます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
医療保険(1年契約用)	90%	90%

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社と間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808

受付時間:平日午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが、以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)。お支払いする保険金
 - 保険期間(保険のご契約期間)
 - 保険金額(ご契約金額)
 - 保険料・保険料払込方法
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に記入し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。
 - 加入依頼書の「生年月日」欄には「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
 - 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか?
 - 被保険者によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?
 - 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?
特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。